

舞 鶴 総 第 232 号  
令 和 6 年 3 月 4 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 3 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

令和 6 年 3 月 1 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費等のうち 50 パーセント相当額(28,195 円)及び慰謝料(21,500 円)の合計額 49,695 円を、舞鶴市が相手方に支払う。

2 事件の概要

相手方が自転車で市道を走行中、市の管理瑕疵により生じていた道路の陥没箇所で転倒し、負傷した。

3 発生年月日

令和5年10月10日

4 発生場所

舞鶴市字森地内

市道日ノ出丸山口線